

大府市消防本部訓令第 4 号

大府市消防本部消防職員委員会に関する規程（平成 8 年大府市消防本部訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 1 日

大府市消防長 近 藤 真 一

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規程は、大府市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年大府市規則第 45 号。以下「規則」という。）<u>第 13 条</u>の規定に基づき、消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この規程は、大府市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年大府市規則第 45 号。以下「規則」という。）<u>第 14 条</u>の規定に基づき、消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。